

労働部会における長期借入金及び債券発行に係る 意見の取扱いについて

- 労働者健康福祉機構及び雇用・能力開発機構の長期借入金及び債券発行について、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（独立行政法人労働者健康福祉機構法第14条第3項、独立行政法人雇用・能力開発機構第15条第2項）。

また、当該長期借入金及び債券の償還計画についても、毎事業年度、厚生労働大臣が認可をしようとするときは、あらかじめ、評価委員会の意見を聴かなければならないこととされている（労働者健康福祉機構法第15条第2項、雇用・能力開発機構第16条第2項）。

- 長期借入金及び債券発行については、通常、年度中数次にわたって行われることから、個別の認可の都度、部会の意見をいただく形に代えて、第8回労働部会における了承の下に、以下のような取扱いとすることとしている。

【労働部会における長期借入金及び債券発行に係る意見の取扱い】

- ① 年度を通じた「長期借入金計画」及び「債券発行計画」について、あらかじめ、部会の了承をいただく（これらの「償還計画」と併せて審議）。



- ② 長期借入金及び債券発行の個別の認可に際しては、部会長において、部会が了承した長期借入金計画及び債券発行計画の範囲内のものであることを確認いただき、了承を得ることをもって、部会の意見をいただいたという取扱いとする。
また、当該了承事項については、直近の部会において報告する。



- ③ 仮に、長期借入金計画及び債券発行計画の範囲を超える事態が生じた場合には、改めて部会で審議をいただくこととする。

※ 長期借入金及び債券発行に係る意見については、厚生労働省独立行政法人評価委員会令、同運営規程等に基づき、部会の議決を評価委員会の議決とする事項とされている。